

生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、
メディケア生命コールセンターおよび
一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-877809**

受付時間 月～金: 午前9時～午後7時
土・日: 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
 - ①一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
 - ②なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
<ホームページアドレス> <http://www.seiho.or.jp/>

お申込みの募集代理店等によってはお取扱いのない主契約の型、特約、保険料の払込回数・払込経路・払込期間等があります。詳細を確認されたい場合は、募集代理店またはメディケア生命までお問い合わせください。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。詳しくは、メディケア生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

<募集代理店>

<引受保険会社>

 **メディケア生命保険株式会社**
住友生命グループ
〒135-0033
東京都江東区深川1-11-12
(メディケア生命コールセンター)
 **0120-877809**
<http://www.medicarelife.com/>
M31C0C0D18-V1-0000000

18043281 (2018.4.1)

2018年4月改訂



契約概要 注意喚起情報

- ①お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。

この冊子の内容

ご契約に際しての
重要事項
契約概要

特にご注意
いただきたい事項
**注意喚起
情報**



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

 **メディケア生命**
住友生命グループ

ご契約に際しての
重要事項

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みの際に特にご注意ください事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-877809
- ホームページ：<http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 傷害や疾病による所定の入院・手術などを一生涯にわたり保障する医療保険です。
- 3大疾病入院無制限給付特則または7大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合は、3大疾病または7大生活習慣病による入院を支払日数無制限で保障します。
- 各種特約を付加することにより、がん、7大生活習慣病、女性疾病、通院、先進医療、3大疾病、死亡、要介護状態などへの備えをさらに充実させることもできます。

3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身、 有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)からお選びいただけます。	月払い・年払い	第1回:振込み扱い、口座振替扱い*、 クレジットカード扱い(月払いのみ)* 第2回以後:口座振替扱い*、クレジットカード扱い(月払いのみ)*

- *電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。
- *保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。
- *第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。
- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて

主契約	災害入院 給付金	給付限度の型 60日型	疾病入院 給付金	給付限度の型 60日型	手術 給付金	手術給付金の型 手術I型 手術II型	骨髄移植給付金	放射線治療給付金
医療 終身保険 (無解約 返戻金型)			疾病入院給付金の特則					
			3大疾病入院無制限給付特則					
			7大生活習慣病入院無制限給付特則					
			がん入院無制限給付不担保特則					

詳細は 3 ページ

ご要望に応じて付加できる特約一覧

がん診断特約	がん診断給付金	詳細は 6 ページ
抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約	腫瘍用薬治療給付金	
入院一時給付特約	入院一時給付金	
女性医療特約(18)	女性疾病入院給付金	給付限度の型 60日型
	女性特定手術給付金	
	乳房再建術給付金	
女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	給付限度の型 60日型
通院治療特約	通院治療給付金 通院治療一時給付金	詳細は 10 ページ
先進医療特約(11)	先進医療給付金 先進医療一時給付金	詳細は 11 ページ
3大疾病保障特約	3大疾病保険金	詳細は 12 ページ
終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金・高度障害保険金	
介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金・介護保険金・高度障害保険金	詳細は 13 ページ
3大疾病保険料払込免除特約*1	3大疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。	詳細は 13 ページ
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときは、所定の範囲内で保険金を前払請求することができます。	詳細は 14 ページ

- *この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時*2または告知が行われた時*3のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。
- *お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額・保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。
- *1 3大疾病保険料払込免除特約の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。
- *2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
- *3 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

一生涯保障

一生涯保障

一生涯保障

ご契約に際しての重要事項 契約概要

5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

医療終身保険(無解約返戻金型)(主契約)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。 【3大疾病入院無制限給付特則】 7大生活習慣病により入院された場合は、1回の入院のお支払限度を60日延長します。また、3大疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。 【7大生活習慣病入院無制限給付特則】 7大生活習慣病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	【入院中の手術】 ＜手術Ⅰ型＞ 基本給付金額×10倍 ＜手術Ⅱ型＞ 基本給付金額×10・20・40倍 【外来の手術】 ＜手術Ⅰ型・Ⅱ型＞ 基本給付金額×5倍	通算限度なし
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし (60日に1回)

*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

災害入院給付金および疾病入院給付金について

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 3大疾病、7大生活習慣病は以下のとおりです。
3大疾病:がん・急性心筋梗塞・脳卒中
7大生活習慣病:がん・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患

次ページに続く

手術給付金について

●手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金の型に応じて下表のとおりです。

【手術Ⅰ型】

入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍

【手術Ⅱ型】

	開頭術・開胸術・開腹術	左記以外
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の治療を目的とする入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 40倍	基本給付金額 × 20倍
上記以外の入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 20倍	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍	

*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間(同一手術期間)については、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。



<各給付金共通>

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金または放射線治療給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

<手術給付金について>

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
・傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術
・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手な整復術、整復固定術および授動術
・異物除去(外耳、鼻腔内) ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

<骨髄移植給付金について>

- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺については骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。

<放射線治療給付金について>

- 放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射は放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)

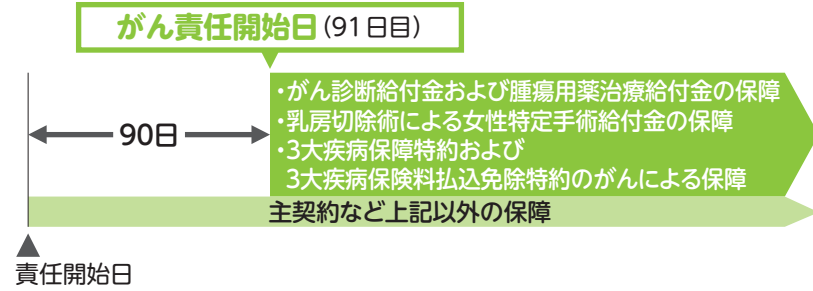
6 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

がん責任開始日について



ご注意

■がん診断給付金および腫瘍用薬治療給付金の保障、乳房切除術による女性特定手術給付金の保障、3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。



*子宮摘出術および卵巣摘出術による女性特定手術給付金の保障については、責任開始期から開始されます。
*3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約の急性心筋梗塞および脳卒中による保障については、責任開始期から開始されます。

<がん診断特約および抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を付加した場合>

■がん責任開始日より前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているとみなすことにかかわらず、これらの特約は無効となります。

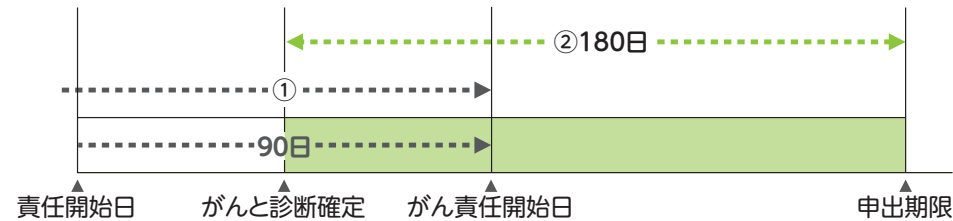
<女性医療特約(18)、3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合>

■がん責任開始日より前にがんと診断確定されていた場合(①)で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者から女性医療特約(18)、3大疾病保障特約または3大疾病保険料払込免除特約の無効のお申出*があったときは、お申出のあった特約を無効とします。
なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんと診断確定されても、継続した特約の乳房切除術による女性特定手術給付金および3大疾病保険金はお支払いせず、または保険料のお払込みを免除しません。

*特約または復活の無効のお申出

*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

*無効とは、これらの特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。



がん診断特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断給付金	初回	がん診断給付金額	通算限度なし(2年に1回)
	2回目以後		

*直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、その日に入院を開始されたものとみなすため、お支払理由に該当します。

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
腫瘍用薬治療給付金	がん責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院または通院(往診を含む)をされたとき	腫瘍用薬治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、腫瘍用薬治療給付金額	通算限度なし(同一月に1回)

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。



ご注意

■腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となる腫瘍用薬は、被保険者が入院または通院をされた時点において、日本標準商品分類における腫瘍用薬に分類される医薬品のみとなります。

ホルモン剤および生物学的製剤はお支払いの対象となりません。

*ホルモン療法・内分泌療法などの治療法にかかわらず、そのがん治療に公的医療保険制度の対象となる腫瘍用薬が用いられた場合はお支払いの対象となります。(ホルモン療法などでも、腫瘍用薬が用いられる場合もありますのでご注意ください。)

医薬品の分類	主な目的	主な医薬品の名称(使用されるがんの部位例)
腫瘍用薬	がん細胞を破壊すること	●シスプラチン(肺がんなど) ●フルオロウラシル(大腸がんなど) ●カルボプラチン(卵巣がんなど) ●タモキシフェン(乳がんなど)
ホルモン剤	ホルモンバランスに影響を与えること	●リュープロレリン(乳がんなど) ●ゴセレリン(前立腺がんなど)
生物学的製剤	免疫機能に影響を与えること	●乾燥BCG日本株(膀胱がんなど) ●インターフェロンα(白血病など)

*2018年1月現在の「日本標準商品分類」における医薬品の分類を適用

- 医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院については、薬剤料の算定対象となる治療を受けられた日または処方せん料の算定対象となる処方せんを発行された日を入院をされた日として取り扱います。
- 医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる処方せん料の算定対象となる通院をされた場合で、その処方せんに基づく腫瘍用薬の支給を受けられていないときは、腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 腫瘍用薬治療給付金のお支払いは、お支払理由が生じた日の属する月ごとに1回となります。

入院一時給付特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	継続した1回の入院につき、入院一時給付金額

- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。
- 主契約にがん入院無制限給付不担保特約が適用されている場合、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。**

女性医療特約(18)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
女性疾病入院給付金	責任開始期以後に発病した女性疾病により1日以上入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数	<p><主契約に3大疾病入院無制限給付特約または7大生活習慣病入院無制限給付特約が適用されている場合> 継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。 ただし、がんにより入院された場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。</p> <p><主契約にがん入院無制限給付不担保特約が適用されている場合> 継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。</p>
女性特定手術給付金	次のいずれかの手術を受けられたとき 【乳房切除術】 がん責任開始日以後に診断確定されたがんにより乳房切除術を受けられたとき 【子宮摘出術】 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により子宮摘出術を受けられたとき 【卵巣摘出術】 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により卵巣摘出術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額×30倍	通算限度なし
乳房再建術給付金	女性特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、乳房再建術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額×100倍	1乳房につき1回

●女性疾病の例

すべてのがん	乳がん、子宮がん、肺がん など
女性特有の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症、異常分娩(例:帝王切開) など
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血、低血圧症、リウマチ、膀胱炎、胆石症、メニエール病、骨粗しょう症 など

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 直前の女性疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。



■同一の契約において、女性医療特約(18)と女性疾病入院特約を重複して付加することはできません。

<女性特定手術給付金について>

- 同一の乳房に対する乳房切除術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 子宮摘出術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 卵巣摘出術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 異常分娩による手術、検査のための手術、子宮頸管ポリープ切除術、卵管形成術などはお支払いの対象となりません。

<乳房再建術給付金について>

- 乳房再建術給付金のお支払いは1乳房につき1回を限度としています。
- 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術はお支払いの対象となりません。

次ページに続く

女性疾病入院特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
女性疾病入院給付金	女性特定疾病により1日以上入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数	<p><主契約に3大疾病入院無制限給付特則または7大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合> 継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。ただし、がんにより入院された場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。</p> <p><主契約にがん入院無制限給付不担保特則が適用されている場合> 継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。</p>

●女性特定疾病の例

すべてのがん	乳がん、子宮がん、肺がん など
女性特有の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症、異常分娩(例:帝王切開) など

- がんには上皮内がんを含みます。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 直前の女性疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。
- 主契約にがん入院無制限給付不担保特則が適用されている場合、女性疾病入院給付金の支払日数が通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。**



ご注意

■同一の契約において、女性医療特約(18)と女性疾病入院特約を重複して付加することはできません。

通院治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
通院治療給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった傷害または疾病の治療を目的として、次の通院対象期間中に、通院をされたとき ①入院の原因が、がん以外のときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間 ②入院の原因が、がんのときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて5年以内の期間	通院治療給付日額×通院日数	①入院の原因が、がん以外のときは、継続した1回の入院につき30日分。通算では1000日分。 ②入院の原因が、がんのときは、がんによる通院対象期間中の通院については、継続した1回の入院に対する通院のお支払限度および通算限度を超えてお支払いします。
通院治療一時給付金	通院治療給付金の支払われる通院をされたとき	1回の通院対象期間につき、通院治療一時給付金額	—

- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 継続した1回の入院とみなされる場合は、次のとおりとします。
 - ・2回以上の入院のうち主契約の入院給付金が支払われる最後の入院の退院日をお支払理由に定める退院日とします。
 - ・最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、入院の直接の原因の治療を目的として通院されたときは、その通院については、1回の通院対象期間中の通院とみなします。
 - ・通院治療一時給付金は1回分のみお支払いします。
- 主契約にがん入院無制限給付不担保特則が適用されている場合、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1000日に達したときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。**



ご注意

- 通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、通院治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- 2つ以上の「不慮の事故による傷害」または「疾病」の治療を目的とした1回の通院の場合、通院治療給付金は重複してお支払いしません。
- 入院している日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、通院治療給付金をお支払いしません。

先進医療特約(11)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

- 先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

3大疾病保障特約

以下の理由のいずれかに該当されたときは、3大疾病保険金(一時金)をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払理由		お支払金額
3大疾病保険金	がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき	3大疾病保険金額
	急性心筋梗塞	責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき	
	脳卒中	責任開始期以後に発病した脳卒中により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ②脳卒中の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき	

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
- 3大疾病保険金をお支払いした場合は、3大疾病保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。
- 急性心筋梗塞の初診日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞により死亡された場合は、死亡された時に3大疾病保険金のお支払理由に該当する診断があったものとみなします。
- 脳卒中の初診日からその日を含めて60日以内に脳卒中により死亡された場合は、死亡された時に3大疾病保険金のお支払理由に該当する診断があったものとみなします。

終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

- 高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。



ご注意

- 同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
- 死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
介護保険金	公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき	死亡保険金額と同額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

●介護保険金または高度障害保険金をお支払いした場合は、介護保険金または高度障害保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。



ご注意

- 同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
- 死亡保険金・介護保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

3大疾病保険料払込免除特約

以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含まれます。)のお払込みを免除します。

3大疾病	保険料のお払込免除の理由
がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき
脳卒中	責任開始期以後に発病した脳卒中により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ②脳卒中の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

リビング・ニーズ特約

●余命6か月以内と判断されるとき、終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金の合計額の全部または一部を前払請求することができます。

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額*から、対応する6か月分の利息および特約の保険料相当額を差し引いた金額

*特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、次のいずれか小さい金額を限度として、ご請求の際に被保険者に指定していただきます。

・請求日における終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金額の合計額・3,000万円(被保険者おひとりにつき3,000万円を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。)

- この特約を付加する場合には、同一のご契約に終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)が付加されていることを要します。主契約に付加された終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)が消滅した場合、この特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度としています。**リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。**
- リビング・ニーズ保険金のお支払金額、ご請求、お支払い後のお取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり」の[特約について]をご確認ください。



ご注意

- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、死亡保険金、介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする際には、特約基準保険金額から所定の金額を控除します。万一、請求日から早期に亡くなられた場合には、請求されなかった場合と比べてお支払金額が少なくなります。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。
- 同一の被保険者において、メディケア生命のリビング・ニーズ特約を重複して付加することはできません。

7 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 3大疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
*3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合の保険料のお払込免除については、13 ページをご確認ください。

8 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

特にご注意
いただきたい事項

注意喚起 情報

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
 - ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
- また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。
- 健康に不安を抱えている方には、引受範囲を拡大した商品(メディフィットTM Re 限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型))を販売しております。詳しくは募集代理店またはメディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。

3 ご契約の保障が開始される時期について

- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{*1}または告知が行われた時^{*2}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- 一部の給付金など(下記①の保障)は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。

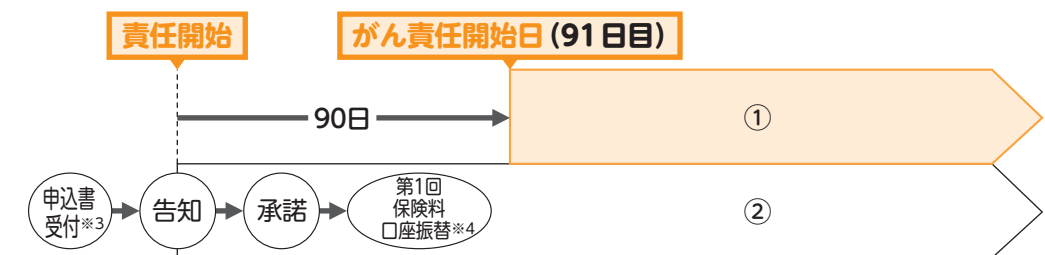
①	・がん診断給付金、腫瘍用薬治療給付金および乳房切除術による女性特定手術給付金の保障 ・3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障
②	主契約など上記以外の保障

※1 電磁的方法によるときは、お申込みに必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※3 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、電磁的方法によるときは、お申込みに必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※4 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
 - また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。
- *保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。 (クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

お申込みの撤回等ができる期間



※1 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

撤回方法について

●申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日※2または注意喚起情報の交付日※3のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)を行うことができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。

この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名
- ②被保険者の氏名
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名
(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

※3 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

<記入例> *書式は自由です。

メディケア生命保険株式会社 御中

申込者 目出 太郎
 被保険者 目出 太郎
 生年月日 昭和●年●月●日
 住所 〒135-0033
 東京都江東区深川〇-〇-〇
 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 保険商品名 メディフィットA
 募集代理店名 〇〇代理店

■クーリング・オフの理由

私は上記の申込みを撤回します。
 平成〇年〇月〇日
 目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。

- (例)・商品内容を再検討したため。
 ・家族からの反対があったため。
 ・他社の保険に加入するため。
 ・資金が必要となったため。

ご連絡先	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約管理部 お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。
	メディケア生命コールセンター 0120-877809 受付時間 月～金: 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始を除く) 土・日: 午前9時～午後5時

5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

給付金などをお支払いできない場合の例

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合
 ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。
- がん診断特約または抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約が付加されている場合で、がん責任開始日前にがんと診断確定されていたことにより特約が無効となった場合
 *がんの診断確定については「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]、無効については「ご契約のしおり」の[特約について]をご参照ください。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により取消しとなった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)
- 給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「保険料について」をご参照ください。

失効について

- 保険料払込期間中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、失効後にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。
- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(一部の給付金などのがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。)

8 解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合は、解約返戻金はありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金があります。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合^{*}の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料払込期間が満了しても、保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
^{*}保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはありません。
- 上記以外の特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

9 死亡保険金について

- 主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金はありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の死亡返還金があります。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)以外の特約は、保険期間を通じて死亡保険金がありません。
- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人などに、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「生命保険契約者保護機構について」をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/
---------------------	---

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」「その他の諸手続きについて」をご参照ください。

不利益となる点について

- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによってはお断りすることがあります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たにご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が解除または取消しとなることもあります。
- 新たなご契約と現在のご契約の保険料計算利率(予定利率)などは異なることがあります。なお、保険料計算利率(予定利率)の低下などにより、保険料が高くなる場合があります。

^{*}保険料計算利率(予定利率)については、「ご契約のしおり」の「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、給付金などをもらえなく ご請求いただくために、複数の給付金などの お支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「給付金などのご請求手続きについて」[給付金などをもらえなくご請求いただくための確認について]をご参照ください。

ご請求される時には

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、 被保険者に代わって、ご契約者があらかじめ指定された 指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「代理請求制度について」をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたって ご確認ください事項について

ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
- ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
- *電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

16 お申込内容などの確認に お伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証やパスポートなどで、ご本人であることを確認させていただきます。

